

特定荷主の指定等の手続きフロー

特定荷主が行う必要のある手続きは以下のとおりです。
届出、指定等に係る全ての手続きは原則として届出システムによりオンラインで行います。
オンラインの手続きについては以下のURLを参照ください。

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/designation/>

届出・指定

・第一種荷主又は第二種荷主として前年度の取扱貨物重量が基準重量（9万トン）を超える場合は、荷主事業所管省庁等に届出を行い、特定荷主の指定を受ける（5月末〆・一回のみ）

物流統括管理者の選任

・特定事業者の指定を受けた後、すみやかに物流統括管理者を選任し、届出
・事業者ごとに選任するが、特定の人物が特定荷主の物流統括管理者を兼任することは可能

中長期計画の策定

・運送委託／貨物受渡しの全体像と改善の優先順位・方法を検討
・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画（2026年は10月末〆・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がなければ5年ごと7月末〆）

定期報告の提出

・判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握するとともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等を可視化し、関係者の連携を図る（2027年7月末〆・以降毎年度7月末〆）